

【参考】廃止を検討している電子申請の概要及び直近3力年の申請件数

手続名	根拠法令、根拠	手続の概要	手続の年間申請等件数					
			24年度	25年度	26年度	その内、電子申請件数		
						24年度	25年度	26年度
毒物劇物製造業、輸入業の登録	毒物及び劇物取締法第4条第1項	毒物劇物製造業、輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに、その所在地の都道府県知事を経て地方厚生局長が行います。(ただし、製剤の製造(製剤の小分けを含む。以下同じ。)若しくは原体の小分けのみ行う製造業者又は輸入のみ行う輸入業者に関する登録は都道府県知事。)	139	120	88	0	0	0
毒物劇物製造業、輸入業の登録の更新	毒物及び劇物取締法第4条第4項	毒物劇物の製造業又は輸入業の登録は5年ごとに更新を受けなければその効力を失います。更新の申請をする場合は、製造所又は営業所ごとに、その所在地の都道府県知事を経て地方厚生局長が行います。	263	230	283	0	0	0
毒物劇物の製造業又は輸入業の廃止	毒物及び劇物取締法第10条第1項	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物の製造業又は輸入業を廃止した場合には、その所在地の都道府県知事を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。	0	0	0	0	0	0
毒物劇物取扱責任者の設置の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項前段	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、その製造所又は営業所ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置いて、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止にあたらせなければなりません。	134	118	89	0	0	0
毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項後段	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を変更したときに、その所在地の都道府県知事を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。	231	252	225	0	0	0
取扱品目追加に係る登録の変更	毒物及び劇物取締法第9条第1項	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、登録を受けたもの以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経て地方厚生局長に申請書を提出しなければなりません。	768	740	707	0	0	0
登録票の書換え交付	毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、登録票の記載事項に変更が生じたときは、その所在地の都道府県知事を経て地方厚生局長に登録票の書換え交付を申請することができます。	79	61	52	0	0	0
登録票の再交付	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、登録票を破り、汚し、又は失ったときは、その所在地の都道府県知事を経て地方厚生局長に登録票の再交付を申請することができます。	1	0	0	0	0	0
氏名等変更の届出(1)氏名、住所、営業所等の名称(2)施設設備(3)取扱品目(廃止に係るもの)	毒物及び劇物取締法第10条第1項	毒物劇物製造業者及び輸入業者は、次に掲げる事項に該当する場合には、その所在地の都道府県知事を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。(1)氏名、住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)又は製造所若しくは営業所の名称を変更した場合(2)毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更した場合(3)登録に係る毒物又は劇物の品目を変更した場合(当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。)	560	557	484	0	0	0